

裁 決 書

審査請求人 * * * *

処 分 庁 長 与 町

審査請求人 ****（以下「請求人」という。）が、平成28年8月25日に提起した、平成27年度国民健康保険税納税変更処分に係る審査請求（国民健康保険税変更賦課審査請求（第1号））について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成27年3月12日、長与町役場内の所得税確定申告会場において、審査請求人から平成26年分確定申告書を受付
- 2 平成27年4月、税務課の課税業務において、基幹システムである住民情報システムへの所得情報入力の際、審査請求人の専従者控除を遺漏し、審査請求人の妻 **** の給与を、専従者給与ではなく通常の給与として入力
- 3 平成27年6月10日、税務課は、審査請求人に対して地方税法第24条及び同法第294条並びに長与町税条例第23条に基づき、平成27年度個人住民税を決定し、納税通知書を送付
- 4 平成27年6月16日、健康保険課は、税務課の入力した平成26年分所得情報により、審査請求人に対して、地方税法703条の4及び同法703条の5並びに長与町国民健康保険税条例に基づき、平成27年度国民健康保険税額を決定し、納税通知書を送付。健康保険課は、平成27年7月以降も毎月中旬に納付書を送付し、審査請求人は、平成28年3月30日までの期間において、決定された平成27年度国民健康保険税を完納
- 5 平成28年1月15日、福祉課において、審査請求人の妻の平成27年度臨時福祉給付金申請

書を受付

- 6 福祉課において前項申請書の確認作業の際、審査請求人の妻は、平成26年度（平成25年分確定申告）においては、審査請求人の事業専従者のために臨時福祉給付金の支給対象外であったことから、平成27年度（平成26年分確定申告）において事業専従者でないことについて、税務課に対して確認依頼を行う。
- 7 平成28年3月7日、税務課は、平成26年分確定申告においても、審査請求人の妻が審査請求人の事業専従者であったことを確認。審査請求人の専従者控除及び審査請求人の妻の給与を専従者給与として入力し直す。なお、この訂正を行っても個人住民税額には変動がないため、通知等は送付していない。
- 8 平成28年3月9日、福祉課は、審査請求人の妻へ平成27年度臨時福祉給付金不支給決定通知書を送付
- 9 平成28年3月30日、健康保険課は、国民健康保険の被保険者のうち、平成28年3月1日から平成28年3月30日までに異動（加入、脱退、所得情報の変更等）があった世帯に係る所得情報の取り込み作業を実施
- 10 平成28年4月15日、健康保険課は、前項により所得情報に変更となった審査請求人の平成27年度国民健康保険税額変更通知書及び随時期分（平成28年5月2日納期限）の納付書を送付
- 11 平成28年5月20日、健康保険課は、随時期分未納のため審査請求人に対して督促状を送付
- 12 平成28年5月24日、審査請求人は、前項の督促状を受け取り、電話にて健康保険課に対し内容の説明を求める。健康保険課は、請求人の平成26年確定申告における専従者控除の訂正が行われたことにより、低所得者に係る保険税の軽減措置に該当しなくなったための税額変更であることを、審査請求人に伝える。
- 13 平成28年5月25日、健康保険課及び税務課職員が、審査請求人宅を訪問し、平成27年度国民健康保険税が変更となった経緯について詳しく説明を行う。なお、審査請求人に非がないことから、督促料については徴収しない旨を伝える。
- 14 平成28年8月25日、請求人は、長与町長に対し本件処分の停止又は取消しを求める審査請求書を提出

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年度国民健康保険税については、平成27年度に受けた通知により全て完納しているが、平成28年度になって、平成27年度分の当該税額が増額された。

- (2) この増額は、処分庁の過失によるものであり、さらに、その増額となった理由を、審査請求人とその妻の「所得申告により」としていることは、その過失の責を審査請求人に転嫁していることを意味している。
- (3) 当該過失を原因として増額された国民健康保険税を、審査請求人が負担することは不当である。
- (4) 以上のとおり、処分庁の行った本件処分の取消しの裁決、又は、本件処分により審査請求人には増額分の損害若しくは損失が生じていると解されるため、処分庁によるその補償が行われる旨の裁決を求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、地方税法第703条の4及び同法第703条の5並びに長与町国民健康保険税条例に基づき、審査請求人に対して課税された平成27年度国民健康保険税について、課税額の変更に係る事務を履行した。
- (2) 前号における課税額変更の処理は、請求人を納税義務者とする世帯における、平成27年度国民健康保険税の賦課算定に用いる地方税法第703条の5に定める総所得金額及び山林所得金額の合計額が増額され、同条に規定する被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額基準を上回ったことによる更正である。
- (3) 課税額の変更に係る理由説明及び事務処理ミスに対する謝罪を行うことなく、納税通知及び督促を行ったことは、本件処分に対して審査請求人に対し不信感を与える行為であり、非礼があったことは認めるところである。
- (4) しかしながら、本件処分は、地方税法第703条の5に基づいて行われた更正であり、違法又は不当な処分とは認められないことから、本件審査請求を棄却する裁決を求める。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 国民健康保険税は、地方税法第703条の4の定めるところにより賦課徴収することができるとされており、長与町においては、長与町国民健康保険税条例により、税率その他賦課徴収についての定めをしている。
- (2) 国民健康保険税の減額については、地方税法第703条の5に、「市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この

条中山林所得金額の算定について同様とする。) 及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。」と規定されている。

2 本件処分について

- (1) 本件処分については、処分庁が審査請求人の申請した所得情報への訂正を行い、法令に基づいて国民健康保険税の課税処理を行った結果によるものである。
- (2) 一方、本件処分が処分庁による事務処理上の不注意及び関係機関相互の連携不足に起因するものであり、審査請求人が国民健康保険税を滞りなく完納し、善良な納税者であることは、揺るぎない事実であり、課税額の変更においては、その責任の所在は、処分庁の側に存する。
- (3) ただし、地方税法第17条の5では、5年以内の地方税の更正ができる旨を規定しており、本件処分に違法性があるとは認められず、更正後の課税額は適正なものであることから、審査請求人に対する損害又は損失は、発生しない。
- (4) 本件処分の国民健康保険税変更通知書における異動理由にある「所得申告による」という表記については、審理員意見書でも指摘されているとおり、あたかも審査請求人に起因するもののような内容であり、本件のように職員の過誤に基づく異動については、住民と職員の双方がその旨を理解できるよう、その表示方法は是正されるべきであり、今後は適切な表示ができるようシステムの改修等が必要である。
- (5) 税は、公平性が原則であり、地方公共団体自らの判断で一部の納税者に対し、これを軽減し、又は免除するということは極めて例外的な措置であり、公平性を犠牲にする側面を有するだけに、慎重な取扱いを求められるものである。

本件処分について、更正額は、法令に基づいて国民健康保険税の課税処理を行った結果によるものであり、正当な額が記載されている。

- (6) 本件処分を引き起こした最大の原因が、処分庁側の事務処理上の不注意であることは明白だが、そのことをもって更正の取消しを行い、更正前の誤った情報により決定された課税額に戻すことは、地方税の趣旨を逸脱したものであり、本件処分が違法ないし不当であるということとはできない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年12月22日

審 査 庁 長与町長 吉 田 慎 一 印

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。